

介護現場における 新型コロナウイルス感染症対策

宮崎県福祉保健部
長寿介護課居宅介護担当



1

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

福祉・介護 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

- 1. 基本的な事項
- 2. 感染拡大防止に関する事項
- 3. 職員の確保に関する事項
- 4. 衛生用品の確保に関する事項
- 5. 要介護認定に関する事項
- 6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項
- 7. 感染症発生に備えた対応等に関する事項
- 8. その他に関する事項

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡を掲載しています。

自治体における感染拡大防止対策の取組紹介はこちら

厚生労働省老健局職員の会合事業を踏まえた厚生労働大臣から介護事業所の皆様へのお詫びのメッセージはこちら

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉

2

介護サービス事業所・高齢者施設における新型コロナウイルス感染への備え・発生時の対応

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koshsha/shingatakorona.html>

トップ > 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト > 事業者の皆さま > 介護サービス事業所・高齢者施設における新型コロナウイルス感染への備え・発生時の対応について

感染が発生した時の対応

- 事業所の利用者や職員で検査の結果、陽性が確認された場合は、保健所から連絡がありますので、保健所の指示に従うとともに、下の「感染者が発生したらすぐにやるべきことのリスト」を参考に、直ちに対応しましょう。

感染者が発生したらすぐやるべきことリスト

- ・訪問系
- ・通所系

感染が発生した時、すぐにやるべきことリスト

【訪問系】	内容
発生時の対応	陽性が確認された場合は、保健所、警察署、消防署に連絡し、発生状況を報告する。
保健所との連携	保健所からの指示に従って対応し、発生状況を報告する。保健所からの指示に従って対応し、発生状況を報告する。
事業所内の対応	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所外の対応	発生した事業所外において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所内の対応	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所外の対応	発生した事業所外において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
その他	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。

【通所系】	内容
発生時の対応	陽性が確認された場合は、保健所、警察署、消防署に連絡し、発生状況を報告する。
保健所との連携	保健所からの指示に従って対応し、発生状況を報告する。保健所からの指示に従って対応し、発生状況を報告する。
事業所内の対応	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所外の対応	発生した事業所外において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所内の対応	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
事業所外の対応	発生した事業所外において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。
その他	発生した事業所内において、発生状況を報告し、発生状況を報告する。



新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について（令和3年2月8日付け介護保険最新情報 Vol.920）

都道府県 各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
 中 核 市
 厚生労働省 老健局 高齢者 支援課
 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
 厚生労働省 老健局 老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る
 在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいたしておりますことを感謝申し上げます。

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

1月7日に緊急事態宣言が発出され、その後対象地域が拡大されたことですが、昨今、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染症の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事象が発生しています。

介護サービス事業所（※）が、上記の事象にあるように、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染症の懸念があることを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、都道府県等におかれては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所、市町村に対しての周知を行うようお願いいたします。

なお、感染者、濃厚接触者の利用者への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局前科感染対策課ほか連絡事務連絡）及び「病棟ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連絡事務連絡）においてお示ししているため、引き続き適切な実施をお願いします。

（※）介護サービス事業所
 （通所系）通所介護事業所、地域高齢型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
 （短期入所系）短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所（短期利用特定施設入居者生活介護に限る）、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）及び地域高齢型特定施設入居者生活介護事業所（短期利用地域高齢型特定施設入居者生活介護に限る）
 （訪問系）訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び在宅療養支援指導事業所
 居宅介護支援事業所
 福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所
 （多機能系）小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

注：各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

（参考）現行制度上、各サービスの基準等令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①当該事業所の現員からは利用申込にに応じられない場合、②利用申込者の居住地在当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。



令和3年度介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/covid-19/jigyosha/20200710161818.html>

[トップ](#) > [宮崎県コロナウイルス感染症対策特設サイト](#) > [事業者の皆さま](#) > 令和3年度介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金について

1. 事業の概要

本事業は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために、必要な経費について支援を行うものです。

なお、本事業は**休業補償制度ではありません**ので、ご注意ください。

2. 補助対象事業者

1. 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
2. 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
3. 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
4. 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（1.及び2.の場合を除く）
5. 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行なった高齢者施設等
6. 1.及び3.以外の通所系サービス事業所で、居宅で生活している利用者に対し、サービスを提供した事業所
7. 1.又は3.及び自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の受け入れや応援職員の派遣を行なった事業所・施設等

3. 補助対象経費

[交付要綱（別表1）4補助対象経費（PDF：98KB）](#)及び[交付要綱（別紙1）（PDF：74KB）](#)、[交付要綱（別紙2）（PDF：76KB）](#)をご確認ください。

（注意）令和2年度と比べると、対象となる経費が明確化されています。

対象経費のうち、「感染者又は濃厚接触者が発生して**在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用**」については、マスクや手袋、消毒液等の衛生用品を補助の対象とし、**備品（体温計、パルスオキシメーター、空気清浄機、アクリル板、パーテーション等）は補助の対象となりません**ので、ご注意ください。



7

「感染防止対策の継続支援」について

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

- 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。
- 加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、**6万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定
※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、**3万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定
※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用



8

連絡事項

- 今後、感染症対策などについては、迅速に周知するため、メールアドレスの活用を検討しております。
- 本研修については、受講報告書を令和4年2月28日までに、メールにて県庁長寿介護課居宅介護担当あて御提出ください。
(メールアドレス：kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp)

